

# 刑事手続と被害者支援

刑事手続

被害者支援

事件の発生

相談

被害届、告訴状の提出

マスコミ対応

逮捕・勾留

事情聴取等の付き添い

示談交渉

刑事裁判

公判記録の閲覧・謄写

示談交渉

裁判傍聴の付き添い

被害者参加制度を通じた  
支援

意見陳述

判決

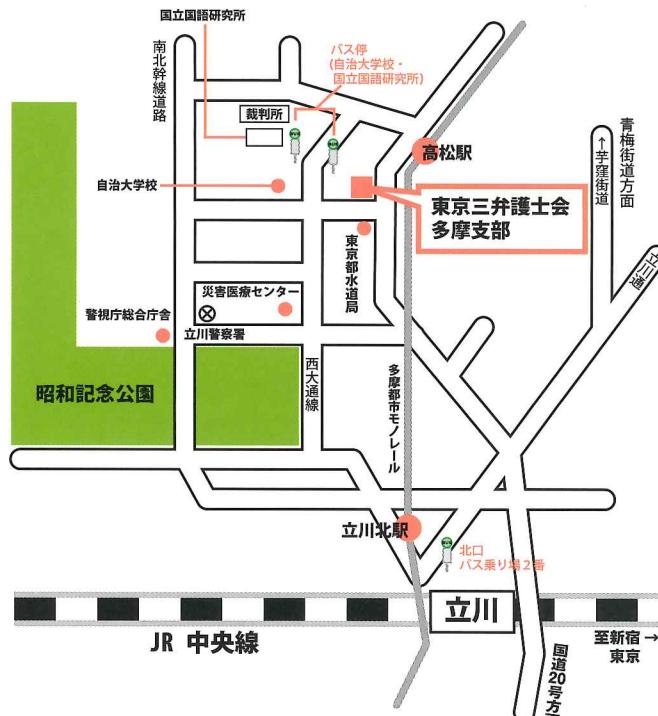
損害賠償命令制度の利用

民事損害賠償

## 犯罪被害者無料相談

電話番号 **042-548-3870**

相談受付時 間 毎週火曜日 午後1時～4時  
(祝日・年末年始を除く)



### 東京三弁護士会多摩支部

多摩モノレール高松駅より徒歩3分

〒190-0014 立川市緑町7-1  
アーバス立川高松駅前ビル2階

**TEL 042-548-3800**  
<http://www.tama-b.com>

弁護士による  
犯罪被害者支援について



東京三弁護士会多摩支部

<http://www.tama-b.com>

## 相談の内容

犯罪被害に遭われた方、そのご家族やご友人等による相談が対象です。犯罪の種類は、問いません。性犯罪、ドメスティックバイオレンス、ストーカー、虐待、交通事故などの事案についてもご相談をお受けしております。犯人が特定されていない場合や警察による捜査が開始されていない場合等でもご相談ください。

相談は匿名で受けることができ、ご相談内容の秘密も厳守されますのでご安心ください。

### 以下のような方はご相談ください

- 犯罪被害に遭ったが、何ができるか知りたい。
- 告訴状や被害届を提出したい。
- 警察や検察などの事情聴取に付き添って欲しい。
- 加害者と示談交渉や損害賠償請求をして欲しい。
- 刑事手続に参加したい。どういうことができるのか…。
- マスコミ対応をして欲しい。  
※必要に応じて、他の機関や相談窓口を紹介させていただくことがあります。

## 相談の方法

### 電話相談

東京三弁護士会多摩支部の弁護士による無料電話相談を行っています。担当弁護士が直接、相談をお受けします。相談時間は、毎週火曜日の午後1時から4時となっています。なお、毎月第1火曜日は女性弁護士が担当します（都合により、女性弁護士が担当できない場合がありますので、あらかじめご了承ください）。

**TEL 042-548-3870**

**毎週火曜日 午後1時～4時  
(祝日・年末年始を除く)**

### 面接相談

電話相談の後、必要に応じて面接相談を行っています。初回の相談料は30分まで無料となります。

原則として、電話相談を行った弁護士が面接を担当します。

## 弁護士費用

ご相談者からの依頼を受けて、弁護士が具体的な支援活動を行う場合は、有料となります。

弁護士費用の金額については、支援や事件の内容によって異なりますので、相談担当弁護士にお問い合わせください。

なお、弁護士費用の負担が困難な方のために日弁連や国による経済的な援助の諸制度があります。

